

## 処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	工事原因者に対する工事施行命令		
根 拠 法 令 名	河川法（昭和39年法律第167号）	(条項)第100条において 準用する第18条	
基 準 法 令 名		(条項)	
所 管 部 署	建設部	路政課	審査係
<p>【処分基準】・文書の名称</p> <p>【河川法に係る法定受託事務の処理基準等について(平成13年4月27日付国 河改第36号国土交通省河川局長通知)】</p> <p>【行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について (平成6年9月30日付建設省河政発第52号建設省河川局長通達)】</p> <p>・掲載図書等【河川六法】</p> <p>・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>工事原因者への河川工事の施工の命令は、他の工事又は河川の損傷若しくは河川の現 状を変更する必要を生じさせた行為が原因であることが明らかであり、かつ、その結果 河川工事を要する場合において、当該原因者が河川工事を行うことが河川管理上の支障 を生じさせないときに、当該河川工事の施工を命じることができるものであることを基 準とする。</p> <p>なお、工事原因者が能力、信用等を有しないことなどにより、当該工事原因者に当該 河川工事を施工させることが河川管理上の支障を生じさせるおそれがある場合には、当 該工事原因者に当該河川工事の施工を命じないこととする。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>河川法</p> <p>第100条</p> <p>第18条</p> <p>河川管理者は、河川工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は河川を損傷し、 若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他 の行為」という。）によって必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施 行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができる。</p>			

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載され  
た図書等の縦覧をもって代えることができる。